

平成30年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

平成30年3月13日(火曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 安 達 かずみ |
| 2 番 | 中 尾 勉 |
| 3 番 | 黒 田 健 一 |
| 4 番 | 甲 斐 明 美 |
| 5 番 | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 信 也 |
| 8 番 | 近 藤 紀 男 |
| 9 番 | 成 重 博 文 |
| 10 番 | 安 達 隆 |
| 11 番 | 松 本 博 彰 |
| 12 番 | 河 野 徳 久 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 河 野 正 春 |
| 16 番 | 山 本 博 文 |
| 17 番 | 菅 健 雄 |
| 18 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
総括主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議事係 長	板 井 保 明
主任主査	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆
総務課 長	佐 藤 之 則
財政課 長	飯 沼 憲 一
企画情報課 長	藤 重 深 雪
地域活力創造課 長	川 口 達 也

税 務 課 長	近 藤 幸 一
市 民 課 長	都 甲 賢 治
保 険 年 金 課 長	丸山野 幸 政
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て・健康推進課 長	安 田 祐 一
ウェルネス推進課 長	伊 南 富 士 子
人権・同和対策課 長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農業ブランド推進課 長	藤 原 博 文
耕 地 林 業 課 長	後 藤 洋 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	早 尻 真 一
会計管理者兼会計課 長	尾 形 稔
地域総務二課 長兼水産・地域産業課 長	
	大 力 雅 昭
消 防 長	宗 高 徳
総務課 課長補佐兼秘書係 長	
	都 甲 さおり
総務課 総務法規防災係 長	近 藤 毅
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
教育庁総務課 長兼地域総務一課 長	
	安 藤 隆 治
教育庁学校教育課 長	小 川 匡
教育庁文化財室 長	板 井 浩
農業委員会事務局 長	佐々木 真 治
選挙管理委員会・監査委員事務局 長	
	土 谷 恒 男

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により18番、大石忠昭君の発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の大石忠昭でございます。くじの結果、昨日の議案質疑も、きょうの一般質問も久しぶりにトップバッターとなりまして、緊張をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

3月13日

今回の一般質問は、市民の利益第一に、市民から寄せられました声を紹介しながら、7つの項目で質問をしたいと思いますので、何とか7つとも答弁を求めたいと思いますから、なるべく簡単明瞭に答弁をお願いしたいと思います。

第1が、し尿処理場の問題です。

私も長いこと議員をしておりますけれども、これだけの大きな事業、高田の一般会計だけじゃなくて、全ての特別会計も含めた以上の大きな事業が、実は2月19日の広域圏の議会で契約議案が否決されるという結果になりました。

市長は、今回の議会の冒頭に、「議会のこの採択の結果を真摯に受けとめて、今後は宇佐・高田・国東で構成する正副管理者会議で協議をしていく」と言われました。そのとおりだと思うんです。

そこで、大分合同新聞3月8日付の夕刊でこれだけ大きく載りまして、これでまた市民の間では、今後どうなるのかなという形で、物すごく心配しているんです。

なぜかと言えば、この記事を読めば、遅くなれば遅くなるだけ維持管理費がかさんで大ごとにならないかという声もあります。遅くなれば遅くなるほど工事の設計単価も上がるという計算もありますので、私は、これを重く受けとめて、今後どうするかという方針を早く決めたほうが良いと思いますので、そういう角度から3つの質問をしたいと思うんです。

一つは、これだけの大事業が、執行部が提案した議案を議会が9対2の多数によって否決したということは、本当に重く受けとめるべき問題なんです。だから、このことの原因や問題をどう受けとめておられるのか、その辺の分析結果を、市長の受けとめを聞きたいんです。これが一つ。

二つ目に、今後どうするかというのは、市長がおっしゃっているように、正副管理者会議で協議するというのは、これは当然なんですけど、新聞記事によったら4月中旬にと、これはなっておるんだけど、私は、これもなるべく早くして、早く結論を出したほうが良いと思っています。

しかし、今までの経過を見ましたら、今のままの状況では、幾ら正副管理者会議を開いても、なかなか合意を得ることが難しいんじゃないかなと思うんです。

それで、私のこれは提案なんです。私は、否決した議会はもちろん傍聴をしておりました。いろんな質問も、あるいは討論も聞いておりましたが、今

後、俺が市長やったらどうするかという立場で考えてみました。それを、今のままだったら平行線で結論が出ないと思います。

私は、3市ともが、市長、副市長や担当課長など、市の執行部でこのことを重く受けとめて、例えば、豊後高田市としてはどうすればいいのか、宇佐は宇佐として、国東は国東としてどうしていいかという執行部の案を練り上げて、議会全員、それから、今ここで言ったら自治会連合会などがありますから、住民代表も加えて、その執行部の案を提示して、私たちとしてはこういうことでやりたいんだが、議会の皆さんどうでしょうか、住民代表の皆さんどうでしょうかという形で、全ての市民の英知を集めて、豊後高田市としてはこういう方向に行くことが一番いいんだということを持って、正副管理者会議に望んだら、そう長くなくても早く結論が出るんじゃないかなと思うんです。

だから、そういう組織をつくって、みんなで知恵を絞り合って、今後の方針を決める方法をとったらどうですかというのが二つ目の質問なんです。

三つ目は、結果的には大きく分けて二つしかないんです。一つは、今のまま広域圏で事業を進めるのか、それとも市独自でやるかしかないでしょ。

だけど、それは財政面の問題、あるいは国からの交付金や補助金の問題、あるいは用地の問題などを含めまして、私が質問を出しているのは、佐々木市長がおっしゃるように、市民負担を軽減したいというのはすばらしいことです、私たちもそう思います。

市民負担を軽減したいということは本当にいいことなんだけど、それが広域圏において事業計画を練り直してそういう方向に行くのか、それとも高田は高田でいくのかというのが、どっちがいいかということ、建設費や維持費など経費面などを含めて、いろいろ検討をされておるのかどうか、されておるんならば、こういうことということも2番目の問題の参考にするためにも、やっぱりこれは大事な問題だと思うので提起したいと思うんですが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） ごみ処理施設についての質問にお答えします。

まず、広域事務組合議会で、ごみ処理施設の契約議案が否決されましたことにつきましては、ご案内のとおりでございます。これは、反対された広域の

議員さんそれぞれの判断によるものだと考えているところでございます。

次に、今後の基本的な考え方についてであります。まずは、今後開催される正副管理者会議で充分議論をすべきものであると考えております。それを踏まえた上で対応をしてみたいと思っております。

なお、経費面での比較検討でございますが、広域事務組合で進めている状況でありますので、市単独での経費の試算は行っておりません。そういうことでご理解をお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今の市長の答弁では、否決されたことを真摯に受けとめるということで、このことを、原因や問題をどうように分析しているかということで、答弁がほんの短いものであったんですけど、私流に言うて、ずっと議会を傍聴してきているから全部わかっているんですけど、これは永松市長時代に進めてきた、永松市長、是永市長、そして国東の市長とやってきたことのこの計画に対して、議会からは、だめだと言われたということですよ。

質問、討論を聞いておりましたが、結局一番多かった反対の理由は、こんな大事業に対して執行部が一致していないとは何事かと、3人の市長の中で一致せんものを強行できるんかということなんです。一致できないということが一番問題なんです。

私は、前の永松市長時代に、今のこの事業の進め方に問題があると、予定価格が余りにも高過ぎる根拠を示さないでしょ。1社入札なんて入札に入らないという問題など、いろいろ問題を聞きました、あるいは規模の問題にしても。

佐々木市長になりましてから今まで進めてきたことに待ったをかけたわけですよ、これはおかしいじゃないかと。一つは、予定価格が高過ぎるし根拠を示さないじゃないかということが大きな問題です。市民の負担を軽くせないかんということで佐々木市長、頑張ったんです。その点では立派だと思います。

しかし、是永さんは、一致しないまま強行したために議会に否決されたんですよ。だから、佐々木市長としては、今後、正副管理者会議に臨んでも、今までのことだけではらちが明かんとします。平行線、何年たっても同じなんです。

だから、あなたの考えが立派かどうかということも含めて、二つ目に言っている執行部、議会、住民代表を集めた対策協議会を開いて、案を持って臨むと

いう正副管理者会議でないと、これはらちが明かないと思うので、1番のところはいいです、答弁は、苦しい答弁だから。

今まで、言うなら、永松市長時代にやったことが間違いだったということが表明されたんです。だから、今度は二度と同じような失敗しちゃいかんわけです。住民負担を軽くするというのは第一で大事なことです。1社だけで入札をしても、入札なんか言えない。私が菊池の施設と比べたものを出しましたけど、54億円も違うような結果になったわけですよ。そんなことはあってはならないと思うんです。

だから、今までの問題をよく分析をして、規模の問題にしても、予定価格の問題にしても、あるいは入札方法の問題にしても、特に維持管理費の問題が一番問題なんです。維持管理費が100億円ほどですけども、これは補助金がないんです。全部一般財源でやるから、この辺の問題は非常に大事になります。これもまた予定価格の基準が曖昧なんです。

よって、2番目の問題、もう1回、私は市長に答弁してもらいたいんです。本当に建設的な意見と思えます。これを高田だけでなく、3市ともやったらいいけど、3市のことは答弁は要りません。豊後高田市においては、そういうようなごみ処理場対策委員会、名前は何でもいいんですけど、そういう組織をつくって、市民の英知で市の方針を出して、その市の方針を持って正副管理者会議に乗り込むと、これしかないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 議員さんのお話であります。否決されたことについて、改めてそれを踏まえた上で、3市の正副管理者会議でこの問題を真剣に議論をしていかなければいけない、こういうふうに思っておりますし、また、それを超えるような豊後高田市独自の方法を提案するのは時期尚早と思っております。

そういう意味で、真剣に協議を、まず正副管理者で、何がどういうふうの問題点があったのか洗い出していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 私の2番の言っていることが市長、理解できますか。今のままで、正副管理者会議で今後の方針を出すというのは、そのとおりなんです。しかし、これまであなたが市長に就任して以来の正副管理者会議の様態を聞いてみても、一致、

3月13日

なかなかできなかつたんでしょ。一致できなかつたんですね。

それで、この前の議会か、その前のその前の議会か、あなたが考えているごみ処理場の構想について、宇佐市の議員から取り上げられたんです。そして、事務局から、結局、市民から見たら、佐々木市長がやられたという形になるんです、そうでしょ。

佐々木市長の言っていることは全国でも通りませんよと、例がありませんよと、そうでしょ。そんなことをしたら莫大な金がかかりますよち逆にやられたんです。しかし、あなたは反論できなかつたんです。

だから、同じことを正副管理者会議でやってみてもなかなかやれないので、それが豊後高田市の意思として持ち込んだら、それは説得力あります、いうことになるでしょ。

だから、やっぱり乗り込む前、正副管理者会議を4月にするというのなら、4月の前に、佐々木市長の考え方が立派なら立派ということで執行部内で一致をして、議会とも住民代表とも議論をしてみて、それが、それでよいち言うんならそれでいったらどうですかと、今は単独でやったって、水かけ論というか、何回議論をしても進まんと思います。

それで言うなら、逆に、ならば、なぜ一致しないままは永市長が強行したと思いますか。そこを市民に明らかにしてください。一致できないのはなぜなんですか。

だから一致できる方向で、是永市長が言うことが正しいと思っていないです。永松市長がやってきたことが正しいと思っていないんだけど、しかし、あなたの豊後高田市の新しい市長の言い分が通っていないんでしょ。だから一致できなかつたんでしょが。

そのためには、議会や市民の代表と協議をする組織をつくるのが大事じゃないですかという指摘なんです。それを持って乗り込むと思うんですが、どうですか。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 私は、そうは思っておりません。否決されたことで、また執行部、正副管理者の提案で議会提案しておりますが、これは自治法で定められた方法だと思いますし、否決されたことで、またどういうふうに取り組むべきか白紙の状態に議論をされるものと思っておりますので、その中で真剣に議論をしていけば道は開けるのかなと、こ

う思っております。

ただ、おっしゃったように、採算や工法、あらゆる面で議論していけたらいいのかなと、こう思っております。そういうことで、よろしくお願ひします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 残念ながら3回しか質問ができないので、その問題は、次に行きます。次のことで、次のことというのは、広域圏でいくのがよいか、市単独でいくがよいかと、検討をしているか、検討をしていないと言われたんです。

ほんならば。佐々木市長自身は、あくまでも広域圏でやることだと、各種新聞を読んでみたら、佐々木市長は今の草地の処理場を修理しながら使うと、またその内に新しいものをつくればよいというように書いた新聞もあります。

本当に佐々木市長の本心は、単独ではなくて広域圏でいくということですか。私は、どちらがいいということを言っているんじゃないんです。そういうことも含めて、市民代表も集めて、議会とも一緒になって協議して、正副管理者会議に乗り込んだほうがいいと思うので今聞いているんです。これは、市長の考え方はどちらなんですか。

それで、これを私の科学的な計算では、おくれればおくれるだけこれは全国的に、オリンピックがある、あるいは東日本大震災があったために、工事費、人件費、原材料費が上がってきているんです。オリンピックが過ぎたらまた少しは安くなると思いますけども、だから、おくれればおくれるだけ大きな市民負担になってくるんです。

もう一つは、もしこの間に現在ある草地の処理場が故障をして使えなくなったら大変な問題が起こるんです。耐用年数が過ぎてから何十年たったんですか。無理して使ってるでしょ。だから、この結論は、私は急ぐべきなんです。

市民負担を軽減することも大賛成です。だから、どちらかというのも市民の関心事なんです。だけど、新聞記事では、佐々木市長が考えているのがどっちかがよくわからないんですけど、あなた自身はどういうことを考えているのか。そのことを議会にも住民代表にも諮って議論をして広域圏に持ち込んだほうが、それはあなたの考え方も通っていくんじゃないかと思って、私は建設的な意見として上げているので、ここ答えてください。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 今の質問に対しては、広

域圏でやるのか、単独でやるのかというお話も含んでおと思いますが、今現在、広域事務組合に加盟しておりますし、今、単独でやるということは全く考えられない状況にあるというふうに理解をいただきたいと思います。

今、3市で広域事務組合をつくっておる、その中の豊後高田市であるという認識をしていただけたら理解できるのではないかなと思っております。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） もう1回質問できますので、今聞いて、今まで、今のところは広域圏でやるようになってきているからと、佐々木市長の中には、いやもしかして高田は単独でもという考えがあるのかどうか。広域圏の議会の中では、一番反対した理由に、これを強行したら、高田が離脱したら困るというような発言もありました、議会の中では。

だから、あなたはもう離脱する気はないということなのか。それも市長だけで決めるんじゃないで、議会とも住民代表ともあわせて今後の方向というのは決めてもらいたいと思えますけど、それを、永松市長のやり方も、こういう大事な問題を議会と余り実際膝を詰めて議論をしたことはないんです。

こういう問題というのは、市長が代表として出る、議会のほうは3人しか出ていないんです。私は入っていけないんです。だから充分協議をしないと、否決という大事件が起こったんだから、今後どうするかというのは、市長だけの考え方でいくじゃなくて、執行部で議論をする、議会とも、住民代表とも議論をするという体制をつくってもらいたいので、もう1回述べておきます。

そういう気はないんですか、ここの単独か広域圏でいくかというのも、自分の考えじゃなくて、皆さんと一緒にできんですか。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） これは方法論になりますが、今の段階では単独でやるという私一人の判断ではできないということを申し述べさせていただきます。

当然のことながら、3市で意見が合わないということで決裂した場合でありましても、私の判断で、高田だけでやるという判断はできません。

そういう場合は、高田の市議会で、単独でやるべきか、広域圏でやるべきか、そういうことを議論をいただいて、豊後高田市の議会の議決なく高田単独ということはあり得ませんので、その点は、その段

階になりましたら充分議論をさせていただきたいと思っておりますし、そういう中で、先程お話がありましたように、議員の皆様方の意見をしっかりといただきながら検討をしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） この分だけで23分かかりましたので、次に行きます。

次は、障がい者の問題についてです。

ご承知のように、大分県では障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり条例が去年の4月から施行をされております。その年の9月議会だったと思うんですけども、私は、神奈川県で起きた障がい者施設の元職員が9人の入所者を殺害したあの痛ましい事故のことを取り上げまして、やっぱり豊後高田においても県と同じようなこの障がい者のための市の条例をつくるべきではないかと提案をいたしました。

検討事項になっておりますけれども、その後、検討結果はどうなったのか、一日も早く豊後高田市においても制定すべきだと思いますが、市長の考え方を求めたいと思います。

もう一つは、障がい者において、なかなか外出をするのにリフト付きのタクシー、あるいは普通のタクシーでも何らかの補助金をということで、大分県内全部調べましたけれども、それぞれ金額は違いますが、補助制度を設けております。

今のところ、この制度がないのは4市だけです。5市か、5市だけども、宇佐市が今度やるようになりましたので、あと高田、竹田、由布の3市だけになりました。残りが3市だけになるようなんです。

ぜひ高田でも実施をしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 障がい者問題についての内、まず、条例の制定についてお答えいたします。

条例の制定につきましては、平成28年第3回定例会においてご答弁申し上げましたとおり、実効性のある施策とあわせて総合的に判断していく必要があると考えております。

そのため、社会福祉施設やハローワーク、医療・保健等関係機関や障がい者団体の代表者で構成される豊後高田市地域自立支援協議会や、実務担当者等で組織された専門部会において、大分県条例や別府

市の条例の内容等を説明させていただきました。

また、本年4月から杵築市と日出町においても同様の条例を施行予定と聞いておりますので、その内容や施策の方向性、県下でいち早く制定した別府市において、障がいのある方の取り巻く環境がどのように改善されているかなど、自立支援協議会において引き続き調査研究し、その上で関係者と充分議論を重ねてまいりたいと考えております。

次に、タクシーの助成制度についてお答えいたします。

現在、障がい者に対する公共交通運賃等の割引は、タクシーやJR、航空機、バス等で最大5割引になる制度がございます。4月からはバス運賃について、精神障がい者も割引対象として拡大される予定となっております。

また、移動手段として利用する自家用車の自動車税や有料道路割引は、障がいの程度に応じては介護者なども対象とするものもございます。まずはこういった割引制度について広く対象者へお知らせしていく必要があると考えております。

議員ご提案の助成制度につきましては、このような割引制度とあわせてご利用いただくものでありますので、他市の制度も参考にし、自立支援協議会等で充分ご意見をいただきながら検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 一つ目の条例制定のことに、自立支援協議会で協議をしたけれども、今のところそこまでいっていないということなんです。別府市が最初につくり、大分県、それから杵築市、日出町もできました。

実は、河野商工観光課長がおいでですが、中小企業振興条例なるものは、これは課長の力も大きいですが、業者や関係者も講師を呼んで学習会をするなどして、業界の動きも大きいんですけども、中小企業振興条例は、大分県で日田に次いで2番目にできたんです。だから、わざわざ国も法律をつくり、県も条例をつかって、こういう10年間の計画までできておるんです。

そういう中で、いいことについては、佐々木市長、率先してやると、条例をつくるということは、そう特別な財源負担になるわけじゃないんです。障がい者の問題をどう見るかなんです。ある人もない人も心豊かにその地域で皆さんで支え合っているよう

に、市民のこの意識を高揚していくためにも大事なことです。でしょ。

どういう施策をやるかというのは、この10年間の計画で持ち出しているんです。条例をつくるというのは当然のことなんです。

いいことは、18市町村あるけれども、その中でも率先してやるというような姿勢を、佐々木市長、示してもらえんでしょうか。

いいことを大いにやるというのは大事な点なんです。永松市長に対して批判をしております、問題は問題としていまして、永松市長時代でもよそにないことをやったことも随分あるんです。

佐々木市長は、それ以上に、市民の利益第一でやるというのなら、各種のことをやってもいいです。条例というのは基本なんです。議会に諮って、本当に障がい者をどう一緒になって守っていくか、これは大事な問題ですから、早くつくるといって、今からまた検討をするとのことだから、6月議会までは出せるとか、9月議会までには出せるといって、日出町でもできたことが、この豊後高田市でできないというのはおかしいです。

日出町も新しく町長がかわって、やれということをやったんです。どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 先程、課長が答弁したとおり、地域自立支援協議会等で充分議論をしていただくものと思っておりますので、そういうことで理解をお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） いいですか、今のごみの問題との整合性で見ると、ごみの問題こそ市長の考え方だけでなく、何らかの会をつくってやれということに対しても、いや努力していることを市長としてやると言うわけ、今度は、この条例をつくるという問題では、自立支援協議会で議論してもらいますと言うわけ、それこそ市長の権限です。

あれが私たち議員でも提案することのできる権限を持っているんです、法律や条例というのは。そうでしょ。そこで協議しなければできないということじゃないんです。

だから、市長自身が大分県の県条例や、別府市や杵築市、新しくできました日出の条例なども参考に、こんなことならそう金かかるわけじゃないやないかと、本当に障がいのある人もない人もお互いに助け合って、本当に豊かに高田で暮らしてもらい

たいという気持ちで条例をつくるということなんです。それができないのか、もう1回聞きます。

市長の考えでやろうというのはないんですか。ごみはいろいろ自分なりにアイデアを持っているわけですよ。ごみ処理場では、今度は障がい者に対しても高田では県下に先駆けてやったらどうですかと言っているわけ。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 先程申したとおり、まず協議会等で充分議論をいただいて、その意見をお聞きしたいとも思っておりますので、そういうことで理解をお願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） あとは、タクシーのことで、これもいろんな施策をやっているから、あわせて云々とか答弁がないんです。これもあと3市だけになったんです。

これをタベ読んでみましたら、計画書を読んでみましたら、計画をつくるまでにアンケートをとっているんです。アンケートの中で出ているのは、何が外出する際に不便ですかといったら、バス代や電車代などの金銭面なことが一番困難なんですと、ここ書いているんです。

その次は、外出で不便なことはどんなことを感じますかといったら、福祉タクシーやリストつきバスなど、気軽に利用できる移送手段が欲しいとなっているんです。

もう一つ出ているのは、市が取り組むべき施策として何が欲しいですかと、外出時の移動手段などの支援を充実してほしいと、こうなっています。この声に応えるべきなんです。

よそがやっているのに3市だけ残ったということは、本当に前の永松市長が恥ずかしい思いをせないかん。佐々木市長にかわったんだから、よそがやっていることを高田でやらんちゃ何だと、急いでやれというのが本当なんです。そういう気はないんでしょうか。

議長、時計とめてください。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 大石議員の再質問

にお答えします。

障がいのある方に対する経済的支援につきましては、タクシー券の交付を含めて、各市でいろんな取り組みを行っておるところでございます。そのため、その制度について各市ではまちまちでありますので、先程ご答弁申し上げましたとおり、他市の実施している内容も参考にしながら、自立支援協議会で充分ご意見をいただき、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 何とか早くできるように要望しまして、次に行きます、時間ありませんので。

次は、3番目が、犯罪被害者支援条例についてであります。

全国的には、新聞・テレビでご承知のように、次々とあつてはならないような悲惨な事件が起こっておりまして、いづどこで誰がどんな犯罪被害者になるかわからないような恐ろしい状況があります。

大分県では、去年の12月議会で条例を制定し、4月から施行されます。今開かれております県議会におきましても、被害者に対する見舞金など支援策の予算も含まれておりまして、これは、あくまでも市が条例をつくって市が実施した場合に、その見舞金など支援額の半額を県が助成するという予算なんです。よって、私は、もう6月議会には、市でも条例案やそれに伴う予算が出せるようにしてもらいたいと思いますが、もうこれも、もうとにかく時間ありませんので、やるかやらんかだけ答弁をしてください。もうそれだけでいいです。もうあとは要らないです。

○議長（安達 隆君） 市民課長、都甲賢治君。

○市民課長（都甲賢治君） それでは、犯罪被害者支援条例についてお答えします。

昨年12月議会にて、土谷議員……。

○18番（大石忠昭君） もうやるかやらんかだけ言ってもらえれば。結論だけ。

○市民課長（都甲賢治君） やります。

○18番（大石忠昭君） え。結論だけでいい。

○市民課長（都甲賢治君） 答弁でお答えしましたとおり、市の関係機関と協力して、既存の施策での支援や情報提供などを活用しつつ、他の市町村の動向を注視しながら、条例の制定を目指してまいりたいと思います。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

3月13日

○18番（大石忠昭君） 今、条例の制定をしてまいりたいと答弁があったんですね。これは、するかしないかは議会が最終的に決めるんですよ。市長にもう一回お尋ねしますが、私が提案しているのは、条例と同時に見舞金など支援策の施策も打ち出して、6月議会には補正予算として提案すると。県に聞いてみましたら、市がやれば、4月にさかのぼっても国庫補助対象にするというようなんで、高田においても予算と条例を同時に出してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市民課長、都甲賢治君。

○市民課長（都甲賢治君） それでは、大石議員の再質問にお答えします。

条例の制定を目指しております市内の4市以外の14市につきましては、今、大石議員がご提案ありましたように、要綱・規則の準備を今してございまして、新年度より県の条例に対応できるように努力しているところでございます。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 他市がどうしようちゅうことを聞いているんじゃないんですよ。もうそのことを知った上なんでね。市長に対して、条例提案説明は市長ですから、市長が条例を提案する、補正予算を提案する考えがありますかちゅうこと聞いているわけ。

○議長（安達 隆君） 市民課長、都甲賢治君。

○市民課長（都甲賢治君） 先程ご答弁申しましたように、制定に向けて努力していきたいと考えております。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 結局条例も予算も提案することですとね、市長。そういうことですよ。

次は、タクシーについてですが、これももうなるべく答弁簡単をお願いします。質問も簡単にします。

私は、佐々木市長の初議会の時にこの問題取り上げまして、市長は、お年寄りの自宅に近い範囲のところまで乗合タクシーが回れるような対策を講じたいと答弁をされております。その後、検討をされて、今後そういう事業をどうするのか。もう簡単にどうするというところだけを答弁してもらいたいと思います。

○議長（安達 隆君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、大

石議員の市民乗合タクシーについてお答えします。

市民乗合タクシーにつきましては、路線バスの一部廃止に伴う日常の移動手段ということを目的に、これまで現在、年間で約2万人を超える方に利用していただいております。また、利用者の多くは高齢の方であり、病院への通院や買い物など、日常生活における移動手段として利用をされております。

しかしながら、周辺部を中心に高齢化が進む中で、今後も年齢的要因からみずからの運転に不安を持たれる方や、乗合タクシーの停留所まで行くことが困難な方もさらに生じてくると予想されるため、より高齢者の皆さんが利用しやすい形態を構築する必要があると考えております。

そのため、新年度から、現在運行をしております路線とは別に、一週間に1回、中心市街地エリアを除く地域において、すでに設置されている乗合タクシーの停留所などと自宅の距離が一定程度離れている場所を対象に、事前に本制度への利用登録を行っていただいた方に対しまして、より自宅に近い場所を乗降場所に指定した予約型の乗合タクシー運行を試験的に実施をしていきたいと考えております。

市民乗合タクシーにつきましては、重要な交通移動手段でありますので、今回の試験的な運行を通じて、より利用しやすい運行形態を模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） あと、予算委員会などもありますので、詰めた議論もしたいと思います。

次、あと3つありますので、要領よく質問もしますので、答弁のほうも、もうほんの一言で答弁してもらいたいと思うんです。

高田高校の市外からの受け入れ体制の問題です。もうご承知のように、今のままでは高田高校の存在がどうなるんだろうかという心配されることですね。やっぱり市内の子どもだけでは維持できないような状況が起こっております。

よって、永松市長時代に旧県職の寮を、処分寮を買い取って、改修して、無償譲渡をしているんですよ。その結果、近所の人から聞くのは、1人とか、あるいは3人とか、今一番多いときで9人しか入っていないんですよ。ここを大いに有効活用してもらって、やっぱり市外からの受け入れ、市内でも周辺部からの受け入れをして、高田高校を守っていただきたいと思いますが、その辺どう考えるのか。

もう一つは、高田高校がこういうビラを1月に、1月18日であったかね。折り込んでいますが、市長、見たことはありますか。ありますか。この内容からいくなら、男子生徒は寮でと、女子生徒は何とかお宅の家に住まわせてもらえませんか、食事をさせてもらえませんかという、高田高校生のホストファミリー募集というのを出しているんですよ。これが、市と何らかの連携をしてやっていることなのか、そして、その結果、登録人員が幾らになって、これをやることによって、地区外からの女子生徒が高田に住めるようになるような見通しはできるのかどうかね。私は、佐々木市長が人口増対策を大きな柱にしていますんで、大変いいことだと思いますよ。それならば、少しでも助成制度をつくってやれば、登録協力してくれる人もふえるんじゃないかと思えますんで、その辺、何か検討できないかどうかお尋ねいたします。もう簡単で答弁いいです。

○議長（安達 隆君） 財政課長、飯沼憲一君。

○財政課長（飯沼憲一君） 高田高校の寮の効果についてお答えします。

お手元の資料5ページでございますとおり、毎年5月1日時点の入寮者数の推移を見ますと、寮を整備した初年度の27年度は、市外からの入寮者が1名、28年度の入寮者は3名、その内市外から2名、29年度は入寮者9名の内、市外からは7名と年々入寮者がふえ、特に市外からの入寮者がふえている状況です。

寮の整備で、市外からの生徒も入学しやすい環境が整えられ、実際に他市からの生徒がふえていることから、一定の効果が出ているものと考えております。

寮は、高田高校同窓会が運営しております。入寮者が多くなるよう努力もされているようでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、大石議員のホストファミリーの取り組みについてお答えいたします。

ホストファミリーの取り組みにつきましては、高田高校によりますと、平成30年1月17日、新聞折り込みの中で、女子生徒の受け入れ対策として、ホストファミリーの登録について市民に向けてお願いをしたとのことです。

高田高校に確認したところ、現在のところ、ホストファミリーの申し込み件数は2件であります。また、女子生徒の入居希望者については、ないとのことです。

現在、県内のそれぞれの地域は、人口減少問題に対応するための取り組みを進めており、高田高校も高高躍進プロジェクトを初め、さまざまな事業を導入して、定員確保に向けて努力をしているところだと認識をしております。

その中の一環として、ホストファミリーの助成制度につきましては、今後、関係機関と協議をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 男子寮について、今現在9人入所しているんですけど、だんだんふえているということなんですけど、実際には何人ここ収容できるのかね。都合によっては、女子寮とちょっと区別して、あの中に女子も入所できるようにできないかということなんです。どうしても高田高校を守っていくために、市外からの皆さんが高田に住み着きたい状況をつくれば、人口増にもつながっていくと思うし、第二のふるさと豊後高田市ということにも、今後ともに効果があるんじゃないかと思うんですよ。その辺の検討は、佐々木市長、できないんでしょうか。

○議長（安達 隆君） 財政課長、飯沼憲一君。

○財政課長（飯沼憲一君） 寮の入寮可能人数でございまして、13部屋、寮としてはありまして、2人ずつ入れますので、最大で26人、寮生は入れる施設になっております。

あと、女子の受け入れにつきましては、男子生徒と女子生徒が同じ寮内で生活することは、保護者の方が心配されたり、また、秩序が保てないおそれがあるといった観点から、運営側、高田高校同窓会ですけども、運営側と高田高校さんも含めて、ちょっと難しいかなというふうに考えているようでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんのでね。今聞いてわかるように、26人入れるのに、9人しか入っていないんですよ。

今度、最後に市長に、寮の有効活用や各家庭の協力者を募る、今のところ2件しかないようですけどね。

3月13日

こういう事業なども含めてですよ。もう高田高校任せじゃなくて、やっぱり市もあらゆる支援をして高田高校を存続すると。このことによって豊後高田市の人口をふやすということで、市長も何とか、アイデアの市長ですから、アイデアを持ってやってもらえんでしょうか。一言。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 今、ホストファミリーが2件申し込んでおるといふ、そういう意味では、受け入れ体制が女性についてもできるかなと。しかしながら、入寮希望者はゼロという現実も、認識しなければいけないのではないかなと思っております。

また、この高田高校存続のためのいろいろな対策についても、市といたしましても協力をしてきておるところでありますし、この青鷹寮そのものも、この協力の大きなアイデアではないかなと。ただ、入寮26名であります、他の市町村から豊後高田にそれだけ来たいという希望が精一杯他市からの高田高校の受け入れに活動をしていただいておりますけれども、なかなか他市も人口減少の中で、高校存続のための努力をしていただいておりますし、そういう意味では、子どもに対する綱引きがお互いに自治体で引っ張り合いが行われておるんじゃないかなと思っておりますし、趣旨といたしましては、高田高校存続のために一人でも多く、希望としては26人、満寮になることが一番いいんですが、私は、1人、2人から9人までこうしてふえてきておるこの努力も買ってみたいと思っておりますし、これからも引き続き努力していただきたいと思っております。当市といたしましても、精一杯協力させていただきたいという気持ちがあります。よろしく願いいたします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） あと8分になりましたので、あと2点について答弁を求めたいと思っております、答弁要領よくお願いいたします。

1点目は、宇佐駅の充実・拡充の問題なんですけれども、ご承知のように、JR九州は、今度の3月のダイヤ改定に伴って、大分市の各駅を始め、九州各駅で、いわゆる無人化を図る、あるいは、ソニックなどの減便を図ろうとしておられて、もう大問題なんです。私たち市民の足を守っていくためにも、あるいは、佐々木市長が掲げております観光振興をしていくためにも、宇佐駅の拡充というのは非常に大事な問題なので、以下3点質問しますので、答弁

は一言でいいですから。

一つは、これ以上の営業時間の短縮を、宇佐駅についても柳ヶ浦駅についてもやらせないで、その働きかけをしてもらいたい。

それから、ソニックが多く4便減便になろうとしておりますので、減便は相ならんと、住民の足を守るといふことで、減便の撤回を求めてもらいたい。

3つ目には、これも永松市長時代から言っておりますね。エレベーターなどバリアフリー化を急いでもらいたいという、この3つの申し入れをJR九州にやってもらいたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長、藤重深雪君。

○企画情報課長（藤重深雪君） 宇佐駅の拡充についてお答えをいたします。

宇佐駅は、本市に最も近いJRの駅でございますので、市民の皆様の通勤・通学に利用されております。また、国東半島の西側の入り口であり、八幡様の総本宮である宇佐神宮の最寄りの駅でもあることから、観光客にとりましても大変重要な駅であると認識いたしております。

議員ご質問の宇佐駅の営業時間の短縮や停車列車の便数、宇佐駅のエレベーター整備によるバリアフリー化などについて、これまでも九州地域鉄道整備促進協議会を通じましてJR九州に要望してまいりました。

しかしながら、宇佐駅に停車する普通列車は、これまでの要望どおり、上下あわせて28便で減便はございませんが、特急は3月17日からローカル線を維持するための利用実態に合わせたダイヤ改正として、上り・下り1便ずつが減り、45便から43便に改正されることが決定しているとお聞きしております。

JR九州の問題は、一自治体のみの問題ではありませんので、大分県や宇佐駅と柳ヶ浦駅がある宇佐市はもとより、県内自治体とも連携を図るとともに、市長会なども通じまして、引き続き粘り強く要望してまいりますので、ご支援をお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） このことも市長にもう一回だけ聞きます。今、課長から引き続き働きかけるといふ答弁がありました。立派だと思いますよ。市長も、宇佐駅の問題というのは、高田だけの問題があり、宇佐との関係もありますんで、あるいは国東との関係もありますので、ごみ処理問題ではなかなかうまくいっていないようですけれども、この問題については、市民の足を守ると、観光客の足を守るといふ

ことで、宇佐市とも、あるいは国東市とも連携して強力に働きかけてもらいたいと思うんです。といたしますのが、大分の8駅の無人化が問題になりましたけれども、やっぱりこれは市を挙げての戦いで、一番決定的だったのが、障がい者の皆さんが抗議行動をやったんですね。これが決め手になって、8駅内の7駅は撤回したんですよ。だから、やっぱり世論や運動がJRを変えますんで、市長、この問題の市民の足を守ると、観光客の足を守るということで、この3つのことでJRに働きかけるといふ、あなた自身も働きかけるといふふうに答弁してもらいたい。どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 今までも働きかけてきた経緯がありますし、大分県も各自治体も今のJRそのものの無人化、また減便についても真剣に向き合っておりますし、大分県とともにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 宇佐市とは一緒にやると言わなかったけど、もう宇佐市とも国東とも一緒にやっていただきたいと思えます。

最後になりました。津波の緊急避難所の問題についてであります。

私も議会が始まる前には、今度の議会に取り上げてほしいことはありませんかという宣伝カードで回るんですけど、でも、各地で特徴的なことは、この津波の避難諸問題で出てきたんですよ。私なりにもう全地域を調査をしてみました。確かに言われるとおり、看板が立っている海から近い緊急津波避難所を見ますと、やっぱり路面が悪いところ、外灯がない、夜、津波が来たらどうするんだという場所ばかりですね。よって、やっぱり私調べてみましたら、年間予算が4,823億円あります、国ではね。豊後高田でもそれぞれ生コン支給とかいろいろ援助をして、随分改善はされておるんですけども、もう例えば、直接聞いた話でいきますと、花屋のところの海の近くのところね。もう本当に夜、夜は行ってみましたが、夜、普通避難できませんね。それから、真玉というならば、泊のところ、いわゆる狐狸庵に上がるとこの3差路のところね。ここにも避難所という看板があります。ここも真っ暗ですね。水がたまっています。こういうところについても、水たまりを抜けるとか、街路灯をつけるとかあります。その奥

にも避難所という緊急避難所看板が下がっていました。夜も行ってみましたが、全く、お宮があるんです。金比羅様というお宮があるんですけども、電気もない状況。もう路面がガタガタだという状況ね。あるいは、香々地で一番大きな津波の緊急避難所は八坂神社。ここも一部舗装しましたが、電気がない。お宮にも電気がない状況などありますので、何らかの方法で、やっぱり海に近いところ、本当に急に急ぐところについては、街路灯とか、路面の悪いところは路面の補修などに援助策を講じるべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 津波緊急避難場所についてのご質問にお答えいたします。

市では、これまで津波などの災害に備え、自治会ごとに話し合いをしていただきまして、避難路や避難場所を決定した地区防災マップの作成を進めてまいりました。おかげさまで、平成28年度までに全自治会で地区の防災マップを作成することができました。また、小学校単位で避難訓練などの実動訓練を実施し、迅速な避難体制の確保を図ってまいりました。

ご指摘の津波緊急避難場所につきましては、これまでこういった実施してきました訓練、研修の中で、沿岸部の海拔が低い自治会を対象に、津波をやり過ごすための緊急避難場所をそれぞれで決定していただき、その周辺に津波緊急避難場所であることを示す看板や、誘導案内板を設置してまいりました。

津波緊急避難場所までの避難路につきましては、これまで県の地震・津波対策推進事業費補助金や市の自主防災組織活性化事業費補助金を活用していただき、整備を行い、地域防災力の強化を図ってきたところでございます。

また、防災の基本は、自分の命は自分で守る自助と、地区住民が互いに助け合う共助が大変重要でございます。これまで防災訓練の中で市民の皆さんにお願いしてまいりましたとおり、個人の装備としましては、自助の部分として、ヘッドライトや非常持ち出し袋などを準備していただきたいと思えます。あわせて外灯の整備につきましては、共助の部分として、地域で外灯の整備を検討し、災害に備えていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○18番（大石忠昭君） もう時間がありませんので、終わります。

3月13日

○議長(安達 隆君) 一般質問を続けます。6番、阿部輝之君の発言を許します。

6番、阿部輝之君。

○6番(阿部輝之君) 議席番号6番、豊翔会の阿部です。ただいま大変熱のこもった一般質問の後ですが、私は歯を痛めていますので大きい声では質問できませんが、気持ちは、心だけは前質問者に負けないぐらい質問をいたしたいと思っておりますので、ぜひご答弁よろしく願いいたします。

通告に従いまして、今回は3点について質問をいたします。

まず1点目は、高田高校のバス通学についてです。

小中学校の給食費や高校までの医療費の無償化を新年度から実施されていますが、高校のバス通学費も保護者にとって大変負担になります。特に新入生の家庭には、入学に向けた準備もいろいろあります。出費もかさむことと思います。そのような中で、定期券の購入は大変な負担になります。ちなみに、私どもの香々地から高田高校に通う場合は、1年定期券を購入した場合、現在では11万5,600円だそうです。

現在、頑張る高校生通学応援金で、回数券のみ補助されています。定期券についても同様に考えていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○議長(安達 隆君) 市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 高田高校のバス通学に関する質問にお答えします。

現在、路線バスを利用して高田高校へ通学する生徒の保護者の経済的負担を支援するため、頑張る高校生通学応援金として、大交北部バス株式会社が販売する回数券1セット10枚つづり購入費に対し、大交北部バス株式会社による20%の割引と、市からの10%の補助をあわせて行い、保護者における70%の負担でご利用いただいているようになっております。

しかしながら、教育や子育て環境のさらなる充実として、市内で唯一の県立高校である高田高校へ遠距離から通学する市内在住の生徒を応援するため、本回数券購入について、大交北部バス株式会社による20%の割引と、市からの補助率を10%から20%に拡大し、保護者においては70%から60%の負担で利用していただけるようにしたいと考えております。

なお、阿部議員ご質問の通学定期券につきましては、これまでは市の補助等はなく、大交北部バス株式会社における割引のみのため、どうしても保護者負担の大きいものとなっております。そのため、

今回は利用度の高い通学定期券の1年特割分について、新たに市における30%補助を行い、保護者負担を70%とし、より少ない負担でご利用いただきながら、安心して高田高校へ通学できるよう支援していきたいと考えております。

なお、本支援につきましては、予算の議決をいただきましたなら、4月から回数券や定期券の購入を対象としてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長(安達 隆君) 6番、阿部輝之君。

○6番(阿部輝之君) 大変ありがとうございます。大きく割引される定期券の購入は、4月いっぱいではないとならないと聞いております。ぜひ今年度から実現できるように、お計らいをお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の石造群作製の進捗状況についてお尋ねいたします。

まず、石造文化を活用した誘客促進事業検討委員会の答申についてお尋ねします。観光スポットの整備の課題や問題点の調査や、対応方法等の調査業務を別府大学に委託し、誘客促進事業検討委員会を立ち上げていますが、委員会の答申はどのようなものでしたか。お聞かせ願います。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 石造作製の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

別府大学には、本年度、夷谷地区等に仏教伝来のルーツをたどるインド・中国・日本の世界遺産等の文化遺産を石造群として再現することについての調査・検討と、新たな誘客施設等の基本コンセプトの策定業務を委託しておりましたので、その内容について概略を申し上げます。

初めに、仏教文化の伝来から見た世界の石造文化遺産と日本の磨崖仏について申し上げます。岩山の岩盤に仏を掘り出す磨崖仏等の石造文化は、仏教の始まり当初から存在しておりまして、それはインドからパキスタン・アフガニスタンの一帯を通り、アレキサンダー帝国時代にギリシャの石の文化と融合し、ヘレニズム文化を生み出しました。その後、シルクロードを通じて中国・朝鮮半島を経由して日本へ伝来したルートと、スリランカ・東南アジアへ伝わったルートがあります。これらの地域にはインドのアジャンター石窟群、中国の莫高窟や龍門石窟などの有名な石造群があり、その多くが世界遺産に指定されております。

大分県は日本屈指の磨崖仏県でありまして、シルクロードの東の終着点とも言えます。中でも本市には日本最大級の熊野磨崖仏を初め、福真磨崖仏など数多くの磨崖仏が存在しています。地域の特徴でもあります石造文化を活かした誘客対策として、インドから始まる仏教伝来のドラマを、磨崖仏や石窟寺院に焦点を当て、ガンダーラ、中央アジア、中国、朝鮮半島、そして日本への、その道のりをたどる壮大なドラマの果てに、国東半島では鬼が仏に変身する、また、国東半島の特徴的な奇岩・石窟をドローンで撮影して、歩けない人でも体感できる映像をつくり、中国の敦煌にあるように、IT技術を活用して楽しく歴史文化財が学べるバーチャル博物館の整備が提言されております。

そのほか、観光消費額をふやすために、宿泊客が増加するように、昼の観光から夕方の観光、そして夜の観光へつながるように、野外でのライトアップなどチームラボに代表される光イベントの実施、グーグルマップ等を活用した観光ルートの作成、体験メニュー・食事メニューの工夫による周遊促進対策、六郷満山の特徴とも言える鬼文化や気球の活用などが提言されているところでございます。

この別府大学の報告をベースにいたしまして取りまとめられました答申書の概略を申し上げますと、国内の他地域の事例を見ても、巨大仏像の造立だけでは誘客効果は低いので、他の地域がまねできない奇岩が連なる夷谷の自然景観や日本有数の磨崖仏群、また六郷満山文化を活かした誘客対策を実施すべきであること。具体的には、耶馬と呼ばれます夷谷の特徴的な岩峰の景観を復活させるため、景観を阻害している樹木を伐採することや、インドから始まる仏教文化伝来を、磨崖仏や石窟寺院に焦点を当て、日本への道のりをたどるとともに、奇岩・石窟をドローンで撮影した映像により、石造文化及び六郷満山の歴史が楽しく学べる施設とあわせて、道の駅機能を有した地域の交流拠点となるバーチャル博物館の整備などが提言されております。

今後は、この答申をベースにいたしまして、できることから順次着手して、誘客促進対策を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） ありがとうございます。バーチャル博物館の整備が提案されているとのことですが、具体的にはどのような内容でしょうか。お

知らせ願います。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、阿部議員の再質問にお答えいたします。

六郷満山バーチャル博物館とはどのようなものなのかというご質問ですが、答申書では、磨崖仏などの石造物に焦点を当て、インドから始まる仏教文化の伝来から、国東半島の磨崖仏や六郷満山の奇岩、文化財等をバーチャル映像で楽しく学べるシアターを備えるとともに、かつ特産品の直売所、簡易宿泊施設、体験工房などを備えた施設が提言されております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 6番、阿部輝之君。

○6番（阿部輝之君） ありがとうございます。再々質問を行います。

今回の別府大学の答申について、市長にお尋ねいたします。市長は、答申を受けて、市長の選挙公約の一つに上げた石造群作製に今後どのように取り組んでいくのか、市長のお考えをお尋ねします。新聞報道等によると、検討委員会が反対する中、市長は石造群作製の事業をかたくなに進める考えだそうです。市長の石造群作製への思いの熱意をお聞かせ願いたいと思います。

私の思いを少しだけ述べさせていただきたいと思っております。

石造群作製は市長の選挙公約でしたが、検討委員会の答申を受けて、もし市長が予先を転じることがあるならば、最初に計画していた西夷の割石の付近一帯を公園にしたらいかがでしょうか。テーマは石造文化、磨崖仏ではなく、石造を公園の中央に何体か並べ、堀で囲むなどすれば、自然や景観を改変することもなく、また、割石の前に神楽殿や太鼓演奏のできる設備などをつくり、市内外から演奏団体などを呼び、神楽では、割石の割れ目から鬼が参上し、神楽を舞えば、鬼の文化や伝統的文化を後世に残していけるのではないのでしょうか。

また、先程課長から説明のありましたバーチャル博物館の整備なども、一度考えてもよいのではないかと思います。この一帯にきれいな水が流れています。この水を利用してホテルの養殖場などをつくり、公園一帯をホテルが乱舞する。そのようなさまは想像を絶するものがあるのではないのでしょうか。

次に、現在、高田の中央公園で行われているそば祭りなども、この公園で行い、市内のソバ認定店な

3月13日

どを一堂に集め、整備された奇岩をバックにソバを振る舞えば、市内外からの観光客でにぎわい、行列のできるようなことにもなるのではないかと思います。

また、この地域は、海岸線により気温が2度から3度ぐらいは低いと思いますが、紅葉する木を主体に植樹を行い、遊歩道の周りにはヒガンバナなどを植え、真っ赤な花を見ることができたらいいのではないかと思います。

市長提案の石造群誘客の70万人にはとても及びませんが、町なかには癒やされる自然を利用した田舎の公園をつくり、数々のイベントを行い、今までは海岸線沿いを中心にスポットが当たっていたように思いますが、山間部にもスポットを充てていただければ、何より周辺地域に活力が湧いてくるのではないのでしょうか。奇岩の景観を損ねている樹木が伐採された後のライトアップなど、いろいろ思いはありますが、市長のお考えをよろしくお願ひいたします。

○議長(安達 隆君) 市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 先程課長から東夷の開発については、お話ししておりありますが、議員さんの西夷についての割石一帯の石造文化を、うまく西夷で自然景観を活かした、また伝統芸能等を踏まえた、自然をまさに取り入れた大変貴重なご提案だと大変ありがたく思っております。そういう意味では、ご提案の趣旨に沿い、実現に向けて検討してまいりたいと思っておりますので、今後、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(安達 隆君) 6番、阿部輝之君。

○6番(阿部輝之君) ありがとうございます。石造群の作製については、市長の考えは今ちょっと伺えなかったんですが、続いて3番目の質問に入らせていただきます。

市道高島線の進捗状況についてです。今後の計画と概要について、地元高島地区より早期着工の要望の出されている市道高島線の計画と概要について、お答えできる範囲で結構ですのでお願ひいたします。

○議長(安達 隆君) 建設課長、永松史年君。

○建設課長(永松史年君) 市道高島線の進捗状況についてのご質問にお答えします。

市道高島線の道路拡幅工事につきましては、本地域には、長崎鼻や日本で10カ所ほどと言われているトンボロ現象が見られる馬瀬などの観光資源があり、長崎鼻とあわせ地域の観光拠点とすることで、さら

なる誘客効果が期待されます。今後の広域的な周遊観光のためには、バスなどの大型車両の通行により、観光地の往来が容易になることが大変重要であると考えております。

今後につきましては、地域の利便性向上はもとより、観光地へのアクセス向上のため、道路の拡幅整備を実施する計画であり、まず来年度、測量設計を行い、平成31年度より工事に着手したいと考えています。

計画の概要ですが、整備区間としましては、長崎鼻より養豚場跡地付近までの約1.4キロを予定しております。

なお、道路幅員や正確なルート、工事完成時期等の詳細につきましては、今後、測量及び詳細設計を行う中で決定してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長(安達 隆君) 6番、阿部輝之君。

○6番(阿部輝之君) ありがとうございます。大変ちょっと聞きにくい、ことばがうまくしゃべれなくて聞きづらかったと思いますが、これで質問を終わります。

○議長(安達 隆君) 一般質問を続けます。4番、甲斐明美君の発言を許します。

4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 皆様、お疲れさまです。もう少しですので、頑張ってまいりましょう。4番、日本共産党の甲斐明美です。5項目について一般質問をいたします。

1項目め、憲法問題について。安倍首相は憲法改正に執念を燃やし、今年度中には国会発議を狙っています。憲法9条は戦争の放棄、戦力の不保持をうたっています。戦後よりこの平和憲法があってこそ戦争をせずに済んでいます。安保法制が成立した今、憲法に自衛隊を明記すれば、集団的自衛権でアメリカと一緒に海外で武力行使をすることに道を開くことにならないかと危惧します。市長は、この憲法を変えることに對してどのように考えていますか。お答えください。

○議長(安達 隆君) 市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 憲法問題についてお答えいたします。

日本が戦後、平和国家として反映してきた歩みの中で、大きな役割を果たしてきたのが今の憲法だと思っています。

一方で、日本を取り巻く情勢は、憲法制定当時と

変わってきております。世界では、民族間や宗教間の対立による地域紛争やテロが多発しておりますし、日本周辺においても、北朝鮮が軍事的挑発を繰り返すなど、予断を許さない状況であります。このような日本の安全保障を巡る環境変化とともに、憲法第9条に関する議論がなされているところであります。

憲法改正については、今後の日本が進むべき将来を決める大変重要な問題であると思っております。世界の中の日本の立場や国際情勢を念頭に、若い世代を含めて広く国民の間で慎重かつ冷静に議論を尽くしていくことが肝要だと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） これまでの自衛隊は、現在の憲法の下、専守防衛を旨として、国連平和維持活動や国際緊急援助活動で海外に出ることがあっても、誰も殺さないで、そして殺されないで戻ってきました。今、議論が始まりかけている安倍首相の下での憲法改正は、非常に危険性を含んでいます。自衛隊員の命を危険に陥れるものです。どの世論調査を見ても、内容に不安があり、急いで変えることはないというのが多数です。市民を守るために、市長はぜひとも世界に誇れるこの平和憲法の9条を変えるべきではないということをよろしくお願ひしたいと思います。国会で改憲発議の提案をさせないように政府に働きかけてもらいたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） それでは、再質問にお答えをいたします。

先程市長が答弁いたしましたとおり、この問題、憲法改正の問題につきましては、国会の中で議論をされるべき問題でございますし、国の動きを注視してまいりたいというふうに思っております。

それから、国への働きかけではございますけれども、さまざまな問題、考え方がございますので、やはり国会の議論を見守っていきたく思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 国会でやってもらうのはもちろんのことなんですけども、やはり世論が大事だと思います。

自衛隊に求める役割として、昨年3月に個人面接法で調査しておりますが、自衛隊には人命救助や災

害復旧を求める、テロの防止や対策を求めるということで、世論が今動いております。自衛隊や警察も公務員も日本国民の税金で仕事をしているわけです。決して他の国に武器を持っていき行使するべきではないと思ひます。私たち日本共産党も、超党派で安倍9条NO憲法を活かす全国統一3,000万人署名に取り組む、日本が再び海外で戦争をする国にしない政治を求めまして、次に行きたいと思ひます。

続きまして、2項目め、部落差別解消推進法についてです。1つ目、インターネット上などで悪質な書き込みや、今なお部落差別があるなどの理由で、平成28年の12月、部落差別解消推進法が施行されました。それに伴う財政面での対策などはないということですが、以前行われていた同和対策事業は平成14年3月に終結しているの、そのような予算を組むことのないように求めます。

2つ目、平成26年度に行った本市の人権に関する市民意識調査は、新たな差別を持ち込ませない内容になっているのでしょうか。

3つ目、部落差別解消推進法によると、実態調査をするのは国と定めています。本市がすることのないように求めます。お答えください。

○議長（安達 隆君） 人権・同和対策課長、清水栄二君。

○人権・同和対策課長（清水栄二君） 部落差別解消推進法についてのご質問にお答えいたします。

まず、予算に関するご質問にお答えいたします。部落差別の解消の推進に関する法律は、平成28年12月16日に公布、施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットなどの情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、国による財政措置を伴わない法律となっております。

この法律では、相談体制の充実や教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査を国及び地方公共団体の責務と定めており、本市としましても、これらに取り組まなければなりません。したがって、教育や啓発等の必要な予算につきましては、確保していきたいと考えています。

議員ご指摘の事業につきましては、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく事業のことと推察されますが、この法律につきましては平成14年3月に失効しており、本市に

3月13日

おきましては、それ以降、根拠となる法律がありませんので、この事業には取り組んでいないところでございます。

次に、人権に関する市民意識調査についてお答えいたします。市民意識調査につきましては、人権問題に対し市民の方々がどのような意識や意見を持たれているのかを把握し、人権教育啓発を進めていく上での参考とさせていただくため実施したものでございます。調査項目につきましても、人権の重要8課題について構成しており、議員ご指摘の新たな差別を持ち込むような内容ではないと考えております。

最後に、実態調査についてお答えいたします。実態調査につきましては、部落差別解消推進法第6条において、国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て部落差別の実態に係る調査を行うものとするとしており、現在、法務省人権擁護局において調査の内容や手法等を検討していると聞いており、その動向を注視しているところでございます。国の方針等が示されれば、慎重に対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1つ目の再質問をしたいと思います。先程、同和対策事業は終わったので、もう予算を組むことはないということでしたので、わかりました。当然ですが、特別扱いのないようにしてください。

2つ目の再質問ですが、情報公開でこの人権に関する市民意識調査の内容を見ましたら、このような設問がありました。自分の子どもの結婚に対してということで一般市民にアンケートをとっています。20歳台から80歳台、90歳台までの方を対象にしております。結婚は、両性の合意でできるものであります。一般市民にアンケートをとってまで、とやかく言うものではないと思います。その上、お子さんがいない方は、いるものと仮定して考えてくださいとあります。お子さんがいない方は、いるものと仮定して考えてくださいとありますが、いないのに、どう考えろというのでしょうか。このような誘導的な質問や回答の設定などはやめてもらいたい。行政が誘導的な回答を選ばせるのは、この項目については差別を持ち込ませることになります。このような調査はやめてほしいと思います。どう思いますか。

○議長（安達 隆君） 人権・同和対策課長、清水栄二君。

○人権・同和対策課長（清水栄二君） それでは、再質問にお答えをいたします。

市民意識調査につきましては、人権問題の解決に向けた施策等に反映させるために実施したものでございます。調査内容に結婚についての項目もありますが、人権施策を行っていく上での必要性から調査したものであり、調査内容につきましても、大分県や県内他市を参考に作成し、本市の審議会で審議をいただいたものであり、差別を持ち込むような内容ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 差別を持ち込むような内容ではないと言われましたけども、よく考えてみてください。これからの市民意識調査をもしとるとしたら、その身になって考えていただきたいと思います。

3番、3つ目の、実態調査をするのは国ということになっております。本市では、主体的・積極的にすることのないようお願いしたいと思います。同和地域の本人には全く責任も否もないことです。新たな差別を掘り起こすような、このような法律はなくすべきだと考えます。市長は、国に対して部落差別開放推進法の撤回を求めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 人権・同和対策課長、清水栄二君。

○人権・同和対策課長（清水栄二君） 再質問にお答えいたします。

今、実態調査につきましてはの再質問でありますけども、これにつきましては、国か地方公共団体の協力を得て行うこととされておまして、本市としましても、国からの要請があれば協力をしなければならぬ立場にあります。したがって、法律に基づいて適正に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 市長に先程お伺いしましたけども、この部落差別解消推進法の撤回を求めてもらいたいと私が申しましたが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 法律において国会の場で決まったことありますので、国会で議論していただきたいと思っております。当市でどうこうできる問題ではないと思っております。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君）では、次に行きたいと思えます。

3項目め、教職員の長時間勤務についてです。教職員の長時間勤務対策について、これまでも何度も一般質問で取り上げてきましたが、国や県も対策に乗り出してきました。県では、県立の全ての学校にタイムカードを使わせるようです。自己申告ではなく、実態に近い時間がわかります。新年度より本市では、どう改善する計画を持っているのでしょうか。お答えください。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 甲斐議員の教職員の長時間勤務のご質問についてお答えいたします。

長時間勤務の改善につきましては、文部科学省や大分県教育委員会の示す方針ともあわせて、教育委員会といたしましても具体的に取り組みを進めているところであります。これまで議員ご指摘の学校の解錠や施錠の公表などによりまして、学校での教職員の放課後や休業日の勤務の削減が進んでおりますし、それに伴い、時間外出入り簿の活用の徹底というのは効果がありまして、長時間勤務の見直しにつながったものと考えておるところであります。教育委員会や学校管理職も、常に勤務時間を意識した働き方を進めているところでもありますし、現在、学校では、定時退勤日や部活動を行わない日の設定、会議や学校行事の見直し、校務分掌の効率化、学校徴収金事務改善、文書配信システムを取り入れた学校事務作業の効率化、そして、先程ご質問にありましたタイムレコーダーにつきましては、今後、パソコンの稼働状況ともあわせて考えていきたいと思っております。また、各種会議におきましても、その持ち方なども含めて、軽減を現在進めておるところであります。

教育の質の確保と向上という視点からも、教職員の意識改革も図っておりますし、教師が子どもと向き合う時間を充分確保し、コミュニティー・スクール、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家が学校運営に参画し、連携・協同して校務を担い、チームとしての学校のあり方というのを今後展開をしていきたいと考えておるところであります。

そして、学校における働き方改革は、教育の質的な維持と向上という命題を担っているだけに、時間はかかりますが、教職員のみずからの指導力を身につけることで、効果的な指導へとつなげ、学校にお

ける働き方改革の総合的な方策を図ってまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再質問をいたします。時間内に仕事を終わらせてくても、次々と仕事がふえて、減らすことが難しい過重労働になってきております。ある教職員から、5時過ぎると、管理職から帰ってください、帰ってくださいと声かけが始まっても、帰れませんかと言うしかなく、鍵も数人しか持たせず、何だか締めつけられているような感じで、とても苦しいなど聞きました。タイムカードのような時間の実態がわかりやすいものを、しばらくは教職員も管理職も抵抗があるかもしれませんが、これも有効な勤務管理です。教職員には超過勤務手当は出ません。過労死ラインが、このタイムカードでわかります。働き過ぎを、自己管理を含めて管理職にも知ってもらわなくてはなりません。

パソコンでの稼働状況と言われましたが、パソコンでは自分が使っている時間、最後の時間までは確かにでますが、それを確認する作業というのはほとんどありません。そういったことも入れようとしているのかもしれないのですが、パソコンばかり扱っているわけではありません。タイムカードの導入はいかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、甲斐議員の再質問にお答えいたします。

学校の業務が非常に多岐にわたり、教職員の業務負担が増大しているというのは認識をしております。その中でも、学校教育のさらなる充実が求められております。やはり教職員が元気であり、そして、子どもたちと向き合う時間の確保ということが、これからの問題になってくるのではないかと認識をしております。

教育委員会といたしましても、学校としっかりと連携をいたしまして、勤務時間の意識した働き方改革を進めるとともに、教職員が一丸となり得る持続可能な勤務環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

パソコンの稼働状況についての件なんです、朝パソコンを開く、そして帰るときに閉じるということで、管理職を中心にその勤務状況をしっかりと把握

3月13日

をするということで、今後もパソコンの稼働状況の把握に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） パソコンの稼働状況ということをおっしゃいましたが、現実には、私なども勤めをしておりましたが、そのようなパソコンが最初と最後を見るということではできません、現実的に。一人一人の教職員のパソコンを開けて、管理職が、ああ、この人はきょうは何時間だ、そういったことは現実的にはできません。もっといい方法を考えてほしいと思います。タイムカードであれば、もう自分がもう朝入って、帰るときにまた入れるということで、一目瞭然であります。恐ろしいような時間が出ると思います。もうそれは考えられますが、これも思い切ってやらないと、本市の教職員の苦しみはなかなかだと思えます。なかなか軽減されるものではないと思います。本当の働き方、持続可能な教職員の働き方というのは、やはりそういった勤務時間管理と考えていってほしいと思います。

再質問ですが、部活動のことですけれども、国なども、教職員の負担感の強いものなので、外部指導者で対応するよという提案があります。本市も教育委員会でも頑張っております。外部指導者をたくさん入れたり、声かけなどもやっていらっしゃる方もたくさん知っております。信頼できる外部指導者であれば、いろいろな権限も与えていいというようなことを、国のほうも中央教育審議会のほうでも言われていると思います。この外部指導者に対する市の予算組みなども入れられるようにするべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、甲斐議員の再々質問にお答えいたします。

これまでも専門的な指導に負担を感じる教職員への配慮、また部活動の充実を図る目的から、積極的に外部指導者の活用を進めてきたところであります。今年度、市内で18名の地域指導者が、各学校で技術指導等のご協力をいただいております。

今年度から国において、部活動指導員の配置が制度化され、学校における部活動の指導体制の充実が図られるよう、法の改正が行われました。

これを受けまして、教育委員会といたしましても、大分県や他市の状況を参考に、学校現場と協議する

中で、部活動が学校教育の一環であることを理解した上で指導に当たるよう、学校との協議を進めてまいりたいと思いますし、部活指導員のあり方や制度の整備についても検討をまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 学校がよくなるように、一つ一つしっかりやっていただきたいと思います。

時間が12時に近くなったのですが、4項目め、5項目め、あとありますが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 続けて行ってください。

○4番（甲斐明美君） ケーブルテレビのほうに12時に切れるのではないかと思います、途中になります。続けてもよろしいですか。私、今まで何度もケーブルテレビで切られたことがあるんです。それで、私に対して何か悪意があるのではないかと疑われるようなことがあってはいけないのではないかと思います、続けてよいのでしょうか。

では、4項目め、詐欺の対処についてです。1つ目、ひとり暮らしの高齢者がふえており、高齢者を狙った詐欺事件が本市でも発生しています。特に電話で不安にさせ、ことば巧みにだますというやり方です。電話に最初から録音機能がついたものを使うように、購入費の補助を提案したいと思います。

2つ目、詐欺や犯罪に遭わないように、青色灯をつけたパトロール、通称青パトと言いますが、そのパトロール車を希望する人や高齢者宅に立ち寄ってもらうなどの対策を要求します。

○議長（安達 隆君） 市民課長、都甲賢治君。

○市民課長（都甲賢治君） 詐欺の対処についてお答えいたします。

議員ご提案の録音機能付きの電話の購入助成につきましては、現在のところ補助の予定はありませんが、事業の効果や他の自治体での導入状況など調査・研究してまいりたいと思います。

今後も引き続き市民の皆様からご相談を受けましたら、警察と連携して、市報や告知放送などにて注意喚起をまいりたいと思います。

青色パトロール車の立ち寄りについては、関係します自治会と協議して、警察や防犯協会に依頼して対処していきたいと思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1つ目の再質問をいたします。最近では、コンビニで電子マネーを買わせる手

口でだまし取ったり、還付金詐欺、オレオレ詐欺、または、思ってもみなかったような詐欺など多様化しています。昨年も本市でも4,800万円の詐欺に遭った方もいます。まだ犯人は見つかっていないようですが、警察署に聞きましたら、この5年間で届け出があっただけで、毎年二、三件、高額だまし取られています。恥ずかしいからと届け出ししない人も多いようです。

ひとり暮らしの高齢者から相談がありました。その方は耳が遠いのですが、電話をとると、相手が何を言っているのかわからなかったが、最後にはつきり土曜日に伺いますとだけ聞こえ、電話を切られたとのことでした。本人が警察署に届けましたが、不安そうなので、私もその土曜日には一緒に待っていましたが、来ませんでした。詐欺などは電話がかかってくるが多いので、電話に録音できたらいいのですが、高齢者はその録音の取り扱いが難しいようです。

先程の提案のことで、最初から録音設定を購入した電気店や市の委託の方が設定してくれていれば、不審者らしい人との会話を警察や知人に聞いてもらうことができます。こちらが電話をとると、この電話は詐欺などの防止の為、録音しますと、そういう機械が言いますので、防犯になります。高齢者にはこのような電話を購入するときの補助をしてほしいと思うのです。研究をしていただけるということです。よろしくお願いいたします。警察署でも録音できる電話を貸し出しているそうですが、今は全て貸し出しているところだそうです。ぜひ購入費の補助をしていただきたい。また、市でも防犯電話の貸し出しができるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市民課長、都甲賢治君。

○市民課長（都甲賢治君） 先程ご答弁申し上げましたように、事業の効果ですね。それから、他市で実際にこういった助成制度を設けているところもございまして。そういったものを調査・研究してまいりたいと思います。

それと、貸し出し制度は、議員ご指摘のとおり、警察のほうでそういった機器の貸し出しはしておりますけれども、台数が限られておりますので、今のところそういった余裕がないというふうには聞いております。あわせて研究してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 2つ目の再質問ですけれども、青パトのことですが、本市では、防犯協会のボランティアの方が、自分の車で、ガソリンも自分持ちで走っているとのこと。市民のために本当にありがたく思います。

宇佐市では、危機管理課の3人の人が担当し、3台の市の青パトが走り、よく知られているようです。私も見かけました。本市でも宇佐市のように市が青パトを走らせ、立ち寄ってほしいとの希望のある人には、声をかけてもらえるシステムができればよいなと思ひまして提案しました。防犯協会とも話し合い、市でもこのような政策ができればよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市民課長、都甲賢治君。

○市民課長（都甲賢治君） 青色パトロール車の巡回についても、先程ご答弁申し上げましたように、議員のほうもご存じのとおり、協会のほうでボランティア活動というか、そういった方々を中心にやっております。

引き続きそういったご要望があることがありましたら、先程ご答弁申し上げましたように、警察、協会と協議しながら、パトロール監視に努めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 詐欺の防止のためによりしくお願いいたします。

5項目めのごみの減量化について質問をいたします。1つ目は、限りある地球の資源のために、ごみの減量化を。2つ目、これまでの分別に加え、燃えないごみとして出していた小型家電のリサイクルの取り組みについてお答えください。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） ごみの減量化についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市では、ごみ減量と資源化を図るため、各施策に取り組んでいますが、その取り組みを広く市民の皆さんへ知っていただくため、ケーブルテレビ、市報、ホームページを活用しての啓発に努めているところでございます。さらに、直接市民の皆さんへ説明をして、理解をしていただくことが最も効果的であるという認識の下、自治会単位での説明会に力を入れるとともに、サロンや小学校での出前講座を開催してきたところでございます。

そして、本年度は、7自治会のご協力の下、ごみ減量チャレンジ自治会事業を実施してきたところで

3月13日

ございます。この事業は、自治会単位で3カ月間のごみ減量に取り組んでいただき、実際に出されたごみ量を毎月1回計測することによって、減量できているかどうかの検証を行い、事業効果を確認しながら、その推進を図るものでございます。

また、協力していただいた自治会に対しましては、ごみ減量の達成状況に応じて、お買い物券を差し上げるといった特典も準備しながら、自治会としてごみ減量の意識を高めていこうというものでございまして、結果といたしましては、7自治会全てでごみの減量を達成したところでございます。

今後につきましても、事業の継続と拡充を行いながら、さらなるごみの減量を図ってまいりたいと考えております。

次に、リサイクルの取り組みについてお答えいたします。

本市では、集積所での収集する資源ごみとして、ダンボールや新聞紙など8種類の分別をしていただき、資源ごみとして回収しているところでございます。

また、このほかにも、デジカメやリモコンなどの小型家電と言われるものや、インクジェットプリンターのインクカートリッジ、ペットボトルのキャップ、天ぷらなどをした後の食用油の拠点回収を、市役所各庁舎や公民館などで行っているところでございます。

今後につきましても、さまざまな機会を通じて啓発を推進し、リサイクルの取り組みを進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1つ目の再質問をいたします。7つの自治会で燃えるごみを調査したということで、うまくいった事例です。リバウンドが起きないように、これから継続していただくことが大事だと思いますので、今後とも広報などよろしくお願ひしたいと思います。

私自身は、ごみの分別をしているときは、限りある資源を守っているんだという誇りを持って楽しくやっています。今後ともごみを減らし、またはこれを持続していこうとするためには、もう捨てるものを減らす。食材は買い過ぎず、食事は食べ切るようにしたいと思います。余分につくらないということです。

また、もう一つ提案したいのですが、以前から特

にひとり暮らしの方からの要望が続いております小さいごみ袋のことで。現在の小の袋の半分くらいのを安く作製してもらいたいと思います。ごみ袋が小さいと、燃えるごみに出す量も減ります。分別も進みます。今の小より小さいごみ袋をつくってもらえないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） ごみ減量化についての再質問にお答えいたします。

ごみの減量につきましては、継続した啓発が重要でありますので、また取り組みを進めてまいりたいと思います。

それから、小さな指定ごみ袋の作製についてでございますが、現在、広域事務組合のほうで新しいごみ処理施設の計画を進めている関係で、ごみ袋の大きさを統一していくかどうかの検討を3市で進めている状況でございます。なので、現在のところは、現行の大小2種類の袋をご用意していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） この前も広域ごみ組合のほうでやっているというようなことを言われましたけれども、本当にそうなのかなと私思うんです。ごめんなさい。うそとか言うんじゃないんですけども、そういうところで検討をしたから、小さくなる大きくなるということがあるのかなと思うんです。その方たちが本気に市民のためを思ってくれているのか、そういうことを感じるわけです。私もちょっと広域ごみ組合にほかのことで電話をしましたが、何かほとんど何も把握していないような雰囲気を感じました。各市で取り組んでも別に構わないのではないかなという気がいたします。

2つ目の再質問をします。今、小型家電のリサイクルは、市役所や子育て支援センター、花いろ、各公民館などで緑色の回収ボックスで集められています。集めるものは、携帯電話、デジタルカメラ、小型ゲーム機、リモコン、電源コードなどで、ボックスの前に表示されています。この小型家電のごみの中に貴重なアルミ、レアメタル、金、銀、銅などがあり、金属資源としてリサイクルされるということです。ケーブルテレビでも紹介されていました。燃えないごみとして捨てれば、埋め立てされる。緑色の回収ボックスに入れば、限りある貴重な資源のリサイクルになります。回収ボックスをふやすなど、

本市でももっと小型家電のリサイクルを広く勧めてはどうでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（安達 隆君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） ごみ減量化についての再質問にお答えいたします。

回収につきましては、公民館それから市役所各庁舎で行っておりますので、この箇所については現行のままでいきたいと思っております。ただ、啓発につきましては、引き続きあらゆる機会を通じて市民の皆さんにお願いして、できるだけ回収してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） これで一般質問を終わります。

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午後の会議は13時に再開をいたします。

午後0時10分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、安達かずみ君の発言を許します。1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 皆様、こんにちは。議席番号1番、公明党の安達かずみです。通告に従って一般質問を行います。

公明党大分県本部女性局では、毎年県知事に対して予算要望を行っています。昨年で40回目になりました。その中でずっと要望しているものの一つに、重度心身障がい者の医療費助成制度についてというのがあります。現行の制度では、重度障がいのある方々が医療費の還付を受ける際に、その都度市役所の窓口申請に出向かなければなりません。ご本人やご家族の負担は大きなものでした。

昨年12月5日、広瀬知事は、現行方式を見直し、市町村窓口での還付申請が必要ない自動償還払いに切りかえる意向を示しました。来年度の本市の予算の中にも入っていますが、この重度心身障がい者医療費給付事業についてのスケジュール的なものと現行との違い、対象者がどれくらいいらっしゃるのかを教えてください。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） それでは、私から、重度心身障がい者の医療費助成についてお答えいたしま

す。

医療費助成につきましては、現在、病院で一旦自己負担を支払った後に市に申請することにより助成を受けられる制度となっております。しかしながら、助成を受けるためには、その都度領収書等添付して市の窓口申請に来ていただく必要があります。この制度の詳しい内容を聞いた際に、私は大変憂慮すべき課題であり、本人やご家族に大変なご負担をおかけしていると認識した次第であります。

あわせて、県下全体で自動償還払いの導入について昨年度より検討されており、11月に開催されました知事と市町村との意見交換会の場においても、自動償還払いの導入について議題が提出されたことから、この方式であれば、市の窓口申請に来なくてよくなる、自動的に還付されるというメリットがあり、対象者の皆さんの大きな負担軽減につながることから、ぜひ推進していただくよう賛成をいたしました。

県下の各市町村からも推進の意見が大勢を占め、足並みがそろいましたことから、現在、平成31年度の実施に向け、市町村ワーキンググループを設置し、具体的な議論を行っているところであります。今後は、大分県の市町村とも連携を図りながら、スムーズに実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をさせます。よろしくお願いたします。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 医療費助成についてのご質問にお答えします。

重度心身障がい者の医療費助成につきましては、病院を受診した際に支払った一部負担金の内、同一の保険医療機関等について、医療保険適用分が一月1,000円を超える場合は、市に申請することにより自己負担限度額までの助成を受けることができることとなっております。

しかしながら、先程市長がご答弁申し上げましたとおり、助成を受けるためには、その都度領収書等を添付して市の窓口申請に来ていただく必要があることから、大きな負担となっております。

今回、山梨県などで実施されております自動償還払い方式の導入について、県内で統一的な運用を行う協議が整ったことから、現在具体的な議論を行っているところであります。この方式は、医療機関の窓口で一部負担金を支払っていただくことは必要で

3月13日

ございますが、その後、市の窓口に申請に来ていただく必要はなく、自動的に還付されるところが大きなメリットとなります。

また、制度の対象者となる重度心身障がい者は、身体障がい者手帳1級または2級に該当する方、療育手帳のA判定の方、精神障がい者保健福祉手帳の1級に該当する方などで、全体で561名となっており、本人、配偶者、扶養義務者の所得金額が一定額以下の場合に助成の対象となります。

今後のスケジュールについてでございますが、平成30年度中に電算システムの構築や条例や各種様式等の整備、医療機関等との協議を経て、県下一斉に31年度中の実施に向け協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。

橋梁改修等の施工方法についてという難しいことばで書いてありますけれども、橋などの鉄鋼で建設されているものは、腐食やさびなどを防ぎ、長持ちさせるために鋼材の上に何層も塗料、塗膜を施しています。それにも寿命があるので、塗りかえが行われます。塗りかえには、一度前に塗られた塗料を剥がして、それから新しい塗料を塗ります。その剥がし方には、塗料を溶かすやり方と削るやり方があるようです。本市で行っている塗膜除去は、どのような工法でしょうか。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、橋梁改修工事等における塗膜除去の工法についてのご質問にお答えします。

現在、市では道路ストックの長寿命化事業に取り組んでおり、特に橋梁につきましては、平成23年度より補修工事を行っているところであります。市で管理しています橋梁は352橋あり、構造的には、コンクリート製のものが大部分を占めておりますが、鋼製の橋梁も37橋ほどございます。

ご質問の塗膜除去につきましては、主にこの鋼橋が対象になると思われませんが、これまで行ってきました鋼橋の補修工事では、比較的規模が小さいということもあり、電動工具のサンダーによる塗膜及びさびなどを除去するサンダー工法を採用してまいりました。この工法のメリットとしましては、大がかりな機械設備が不要である、特殊な工具を必要とし

ない、コストを低く抑えられるなどがあり、一般的に小規模な工事では広く用いられている工法でございます。

しかしながら、現在一般的となっておりますサンダー工法や研磨剤を高圧で塗装面に打ちつけて塗膜除去を行うブラスト工法では、作業時の騒音、塗膜ダストの飛散や回収方法等が問題となっており、中には、塗膜に有害物質が含まれている場合もあり、作業者はもとより周辺環境への影響も懸念されているところです。

このような中、近年、インバイロワン工法等を始めとする塗膜剥離工法による塗膜除去が注目されています。この工法は、塗装面に剥離剤を塗布し、充分湿潤させた後、軟化した塗膜をへら等により除去する工法です。この工法では飛散の心配がなく、飛散の回収も容易であり、作業員や周辺の環境にも優しい工法といえます。ただし、さびの多い箇所や黒皮の処理が必要な場合は、ブラスト工法などの併用が必要となり、コストアップとなる場合もあります。

塗膜除去には多くの工法がありますが、各工法は使用箇所やコスト面などにより、それぞれ長所、短所があり、一概にこの工法を採用するというにはなりません。今後の工法選定につきましては、補修設計を行う中で現場の諸条件を考慮し検討してまいりたいと考えています。

これまでも、作業時には安全具を着用させるなど安全衛生管理を行ってまいりましたが、今後につきましても引き続き作業員の健康や周辺環境に配慮し、施工管理を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 今、課長の答弁にもありましたように、塗膜の中には健康被害を引き起こす可能性のあるカネミ油症で有名になったPCBや鉛などの有害物質が含まれています。これを剥がす際に、今本市で導入しているサンダー工法やブラスト工法では、粉じんや研磨剤が飛散します。作業される人はもちろん、飛散した粉じんは本市に住む皆さんの健康を害する危険があります。課長も今後の導入をお考えだとお伺いして安心しましたが、インバイロワン工法は、従来の剥離剤とは違って24時間かけて塗膜の深部まで浸潤させ、有害物質も含まず、安全に塗膜を除去し、約30日で成分の94.6%が自然界に戻るのだそうです。

お医者様でもあり、国会議員でもある公明党の秋

野参議院議員は、国民の健康を脅かす要因をなくすために、このインバイロワン工法を全国的に普及させるべきだと言っています。国土交通省も現時点における最高の剥離工法である推奨技術として認めています。市民の安心安全のためにも今後の導入に期待します。

次の質問に移ります。

子どもたちの命を守るために、最近ではSNSを活用した、いじめ・自殺相談を行って大きな成果を上げている事例もあるようです。現在の子ども、若者は電話をほとんど使わず、LINEなどでのやりとりが主なコミュニケーションの手段となっています。相談をしたくても、ふだん使わない電話では伝えにくいでしょうし、声を出すのが苦手な人もいるでしょう。そういった時代の傾向をうまく活用したのがLINEによるいじめ相談だと思います。実際、試行されたLINEによるいじめ相談の事例では、電話に比べ気軽に相談しやすい、圧倒的に相談件数がふえた、啓発動画の一斉配信など紙媒体に比べ低コストで効果的に注意を喚起できるなどの利点があると報告されています。

文科省でも、SNSによる相談体制の推進を進めています。時代の変化に対応した取り組みに本市も続いていくべきだと考えますが、教育委員会の見解はいかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 教育庁学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） それでは、安達議員のSNSを活用したいじめ相談についてのご質問にお答えいたします。

学校では、いじめやさまざまな問題に対しまして教職員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等さまざまな専門的知識の中で、早期発見、早期解決に向けて相談体制を整えているところでもあります。

各学校では、いじめ防止基本方針を策定し、それに基づき、軽微ないじめも見逃さないようにしておりますし、教育委員会といたしましても、いじめ防止対策委員会を設け、相談体制を充実させ、きめ細やかな対応をしているところでもあります。

また、教育委員会及び各学校では、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて市民及び関係機関などと協力しながら多くの取り組みを行っております。今後につきましても、相談体制の連携を図りながら対応を行ってまいりた

いと考えております。

議員ご質問の、SNSを利用した相談体制につきましては、千葉県柏市の公立学校での先行事例があるようですので、今後さまざまな教育の視点から運用の実態を確認し、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 時代の流れに沿って、取り入れるものは取り入れて、できるだけいい方向になっていくといいなと思います。

では、次の質問に移ります。

本市では、手話、点訳、音訳ボランティアの養成講座を行っており、目の不自由な方でも市報の情報を平等に受け取ることができるよう市報の点訳、録音も行われています。これは、本市の誇れる取り組みの一つだと思います。さらに取り組んでいただきたいのが、読み書きボランティアの養成です。これは、目の不自由な方だけではなく、目は見えても読むことが困難な方、手が自由に使えないので、書くことが困難な方、高齢になって目や手、指が不自由になり、読むこと、書くことに困難さを感じておられる方がふえています。また、これからふえるであろうことは明らかです。ご家族やご近所の人にも頼めないことも多々あるでしょう。そのようなときにボランティアをしてくれる人が市内にいれば、とてもありがたいと思うのです。実際、この読み書きボランティアの養成に取り組んでいる自治体もすでにあります。高齢化と人口減少を考えると、これから必要なボランティアだと思います。

読んだり書いたりすることは誰にでもできることなのですが、ボランティアとして個人情報の秘密厳守や知っておかなくてはならないルールなども養成講習の内容になるかと思います。研修を受けた信頼のおけるボランティアがいれば、本市はさらに住みやすいまちになると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） 読み書きボランティアの育成についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、視覚障がいや高齢などにより、字の読み書きが困難な方につきましては、生活のあらゆる場面において困難な状況が考えられます。このような場合、障がい福祉サービスが利用可能な方は代筆、代読の対応ができることとなっておりますし、市役所の窓口においては職員が可能な範囲で

対応させていただいております。

しかしながら、在宅における生活上の困りはさまざまでありまして、その軽減のためには家族や知人、地域の方々の支援が必要不可欠となっております。そういった意味では、読み書きだけではなく、生活のあらゆる面で地域全体で支え合う仕組み、いわゆる国の掲げる地域共生社会の実現がこういった課題に対応していくためには非常に大切であると思っております。

また、本年度策定中の第3次地域福祉計画のアンケート調査においても、「生活上の相談や手助けが必要になったときに誰に頼みますか」という質問に対し、「身近な人や行政に頼る」という方が多い一方で、「頼める人はいない」という回答も少なからずありますことから、しっかりとニーズを把握し、議員ご提案のボランティアの育成も含めて地域の中で支え合う仕組みづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 1番、安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) 5番目の質問に入ります。

現在の日本では、予備軍を含めると、65歳以上の方のおよそ4人に1人が認知症ともいわれていますし、今後75歳以上の高齢者が格段にふえることを考えると、それに合わせてさらに認知症はふえると予想されています。しかし、不安要素だけではなく、最近の研究では、認知症の35%が予防可能であると指摘されています。記憶力や注意力などの認知機能が年相応といえない程度に低下した状態を認知症予備軍(MCI)というそうですが、このMCIと判定されても31%の人が再び正常な状態にまで回復するそうです。

ところが、高齢者が単なる物忘れなのか、またはこのMCIなのかを判断するのは大変難しく、普通に日常生活を送っている人でも認知機能を詳しく検査してみると、約20%がMCIだったという結果も出ています。ということは、早い段階で認知機能検査を受けること、機能低下の早期発見に向けた受診の流れをつくる必要があるということだと思っておりますが、本市では、今後この認知症の早期発見・早期治療について、どのような取り組みを考えているのでしょうか。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) 認知症の早期発見・早期治療の対策についてご答弁申し上げます。

認知症の方を早期に発見するためには、まずは広く市民の皆さんが認知症に対する正しい知識を持っていただくことが重要でございます。そのため、市では認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識を持っていただき、それぞれの地域や職場において認知症の方を温かく見守り、手助けが必要な方のサポートをしていただく取り組みを進めております。

あわせて、県北唯一の認知症疾患医療センターである千嶋病院や地域包括支援センターのご協力の下、県下でいち早く認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症と思われる方の早期の相談や受診につなげるための支援を行うとともに、本年度には症状に応じた適切な医療や介護サービスの流れをまとめた冊子、認知症ケアパスも作成し、配布いたしております。

認知症に対する市民の皆さんの関心は年々高まってきておりまして、講演会には多くの皆さんが参加していただいておりますし、サポーター養成講座にもこれまでおよそ3,400の方が受講していただいております。

特に、平成29年11月までの過去1年間におけるサポーターの養成者数が、人口5万人未満の自治体で全国1位となり、厚生労働省から事業の委託を受けている特定非営利法人地域ケア政策ネットワーク全国キャラバン・メイト連絡協議会より表彰状をいただくことができ、非常にありがたく思っております。

認知症の早期発見・早期治療のためには、このような取り組みを引き続き推進していくことが大切だと思いますし、議員ご提案の件につきましても非常に重要でありますので、ぜひ参考にさせていただき取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 1番、安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) 再質問をします。

認知症サポーターの養成者数が全国1位ということで、大変すばらしい成果を上げられ、まことにおめでとうございます。ということで、本市には3,400人の認知症サポーターがいるわけです。この市民の力を活かし、うまく展開できれば、これを本当に意味で日本一の取り組みといえるのではないかとと思うのですが、認知症サポーターの今後の活用方法などに何か計画があるのでしょうか。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) それでは、安達議

員の再質問にお答えします。

認知症サポーターに期待されることは、認知症に対して正しく理解することはもとより、近隣の認知症の人や家族に対して自分なりにできる簡単なことから実践していただくことであります。

本市では、サポーター養成講座に非常に多くの市民の皆さんが関心を持っていただき受講していただいておりますので、まずはその地域の中のリーダーとして声かけや見守りなどの取り組み、また受講していない方への養成講座開催の推進役などを担っていただければと思っております。

また、今後も中学生以上の多くの市民が認知症サポーターとなるよう自治会やサロン、職場、学校などあらゆる場に出向き、サポーターの養成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆さんにはぜひご協力お願いできればと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 1番、安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) 6番目の質問に入ります。

昨年9月の一般質問でも質問しましたが、発達障がい児の周知についてです。現在、出産から義務教育の中では発達障がいに関する情報や教育指導が普及してきました。しかし、一般の社会の中では、まだまだ知られていないため、発達障がいのお子さんをお持ちの親御さんは、「しつけが悪い」と冷たい目で見られたり、「病院に連れて行って治療を受けろ」と言われたりして、お子さんのことで悩む以上に心ない周りの無理解で苦しんでおられます。

発達障がいは、病気ではありません。障がいです。目の見えない人に「見なさい」とは言わないでしょう。足の不自由な人に「ちゃんと歩け」とは言わないと思います。でも、発達障がいの人は、見た目にはわからない人が多いので、「できないのは努力が足りない」とか、「甘えている」、「怠けている」、「なぜこんなこともできないのか」、「何度言ったらわかるのか」と責められることが多いのです。本人や親御さんの苦しみは、学校にいる間だけではなく、就職してからもずっと続きます。

私も、前回の質問の後、発達障がいを知っていたくための講演を専門家に来ていただいて、少人数ではありましたが一度行いました。20人ほどの50代、60代の方が中心の本当に小さな会でしたが、そのお話を聞いた60代の方から、「自分はずっと勉強ができない、頭が悪いと思って今まで生きてきたが、あんな話を聞いて自分も発達障がいだったんだとわかつ

た。自分はここまで生きてきたから、今さらどうしたいということもないが、若い人で自分と同じように自信を持てず、自分はだめな人間だと思いがら生きている人はたくさんいるのではないだろうか」とのお話がありました。認知症サポーターと同じように、まず発達障がいとはどういう障がいで、どのように声かけやサポートをしてあげれば本人が生きやすくなるのかを広く周知してもらう必要があります。生きづらさを感じながら暮らしている人を、一人でも少なくしていくのも行政の役目だと思います。

前回の答弁の中で、支援員を含め、地域で支える社会の実現のための体制づくりを検討していきたいとお答えをいただきましたが、今後の取り組みについてのお考えを教えてください。

○議長(安達 隆君) ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長(伊南富士子君) それでは、発達障がいの周知・啓発についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、発達障がいがある方が生きづらさを克服して生活をしやすいしていくというためには、地域の理解と受け入れが大変重要であると思います。現在、豊後高田市では、前回も申し上げましたが、早めに気づき、適切に対応していくために乳幼児健診や個別に発達相談を実施しております。また、子どもに接する関係者向けの講演会や研修会を開催し、正しい知識の普及、啓発を行っているところでございます。

市民の皆様への啓発につきましては、5歳児健診を受けたお子さんの保護者全員へ発達障がいに関する資料をお配りしております。また、教育委員会のほうでは、今年度から大分県教育委員会が作成したパンフレットを小中学校の保護者宛てに配布し、今後年次的に配布対象を拡大すると聞いております。こういった取り組みを今後も継続してまいります。

加えて、今年度本市では地域福祉計画を策定し、その中で助け合い、つながり合い、支え合い、一人一人が主役の地域づくりを基本理念に掲げておまして、その理念の下、今後は関係機関と連携し、積極的に広く市民の方向けに各種媒体を活用した正しい知識の普及や講演会、先程議員がご提案いただいたミニ研修会などを計画していき、市民の皆様を理解を広めてまいりたいと思っております。

○議長(安達 隆君) 1番、安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) ありがとうございます。

3月13日

質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

3番、黒田健一君の発言を許します。3番、黒田健一君。

○3番（黒田健一君） 議席番号3番、黒田健一でございます。通告に基づき一般質問を行いたいと思います。本日は2項目を一般質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1項目めといたしまして、先程質問されました阿部議員と同じ質問になりますが、私が平成28年6月に一般質問しました旧香々地町の長崎鼻より高島地区への市道ですが、幅員が狭く、馬瀬トンボロ現象を見に行く観光客や船釣りに行くために兼用する車、大型バス等が利用する際に困難であり、住民や観光客の利便性が損なわれております。

道路を拡幅し、長崎鼻から高島地区への恋叶ロードとして認定していただければと思いますが、どのように考えておられるか、市の見解をお尋ねいたします。

先程、阿部議員が質問されているので、答弁の内容、よく理解しておりますので、答弁は短くていいのでお願いいたします。

次に、同じ市道において、長崎鼻から高島地区へ向かう際、大谷地区でののり面の老化により、落石箇所が目につく危険な箇所が2カ所あります。観光客や地元の健康ウォークの方などの通行に大変危険であり、広い範囲で離合が困難になっております。整備ついてどのように考えておられるのか、市の見解をお尋ねいたします。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 長崎鼻から高島地区への道路整備についての質問の内、落石箇所の整備についてお答えします。

先程、議員さんから、平成28年6月に高島地区につながる道路整備をしてほしい、またその時は大型バスも通らないし、子どもの通学、通勤にも不便を期しているというお話も聞かせていただいたところであります。そういう意味で、この道路は是が非でもやり遂げたいという思いであります。

それでは、具体的にその落石の部分について答えさせていただきます。

この高島線は、高島地区の集落より海岸線を通り、長崎鼻へとつながる路線でございます。本路線沿いには、長崎鼻や日本でも数少ないトンボロ現象が見られる馬瀬などもあり、四季を通じて多くの観光客

が訪れており、また地域の通勤、通学にも利用されています大変重要な道路でございます。

今回、この路線の海岸線付近にございますのり面が、長年の風化によりまして近年頻りに落石が発生している状況にあり、現在は一時的にセーフティーコーン等により安全対策を講じ、注意喚起を行っているところでございます。

しかしながら、今後も風化の進行によりさらなる落石の危険性も考えられますので、今回早急に対応する必要があると判断し、落石防止対策工事の調査設計に必要となる経費を当初予算に計上させていただいておるところでございます。

なお、財源につきましては、関係機関と協議を行い、国の社会資本整備総合交付金事業により実施できるよう努力してまいりたいと思っております。今後の整備につきましては、地域住民の安全確保のためにも早期完成が図れるよう平成30年度において測量設計を行い、平成31年度より工事に着手できるよう鋭意努めてまいりたいと考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、長崎鼻から高島地区への道路整備についてのご質問にお答えします。

長崎鼻と高島地区を結ぶ市道高島線の道路拡幅につきましては、先程阿部議員にご答弁申し上げましたように、地域の利便性向上はもとより観光地へのアクセス向上のため道路整備が必要であると判断したところであり、今後、平成30年度に測量設計を行い、平成31年度より工事に着手したいと考えています。

なお、完成時期につきましては、設計等ができていませんのではっきりとしたことは申し上げられませんが、早期完成が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 3番、黒田健一君。

○3番（黒田健一君） 早期完成を市民同様に願っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次にまいります。

今では、各自治会で話し合いや各サロンが多く開催されております。少子高齢化への影響もあり、地域の高齢化は加速し、自治会の公民館を利用する方、また高齢者が多く、正座が困難な市民が多くおります。そこで、低い座椅子があれば、市民の方も体の

負担が少なく参加できます。

近隣の市では、すでにその対策が行われており、高齢者から感謝のことばをよく聞いております。住みやすいまちを目指す我が市にとっては必要なことではないでしょうか。これらを自治会単位で購入するためには、多額の費用が発生します。

そこで、各自治会の公民館へ幾らかの助成や補助ができれば、話し合いの時には、膝、腰の負担も軽減できます。現状の備品の整備についてどのように考えておられるか、市の見解をお尋ねいたします。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 集会所等への備品整備についてのご質問にお答えをいたします。

自治会が利用する集会所等につきましては、それぞれの自治会で所有し、管理運営を行っているところ、それから、地域の事情により市の公民館、地区の神社、寺院等を利用している自治会などもあります。そういった自治会が利用する集会所等に対して、統一的に座椅子などの備品購入費用を助成することにつきましては、経費の問題とともに地域ごとに事情が異なりますので、なかなか困難であると考えております。

しかしながら、コミュニティー維持や活性化のため、複数の自治会等が協同で実施する取り組みにつきましては、活用できる事業もあるようでございますので、そういった条件に合うものにつきましては、担当課にご相談をいただきたいと考えております。

また、今後国との助成制度の中で活用できるものがないかを調査研究してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 3番、黒田健一君。

○3番（黒田健一君） 再質問は行いませんが、どうか助成金の出口を探したいと思っております。そしてまたその時はよろしく願いいたします。終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あすから3月22日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、3月23日、午前10時に再開し、各委員長の報告を求め委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。なお、討論の通告は3月20日、予算審査特別委員会終了後直ちに提出願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 安 東 正 洋

豊後高田市議会議員 北 崎 安 行